消食基第 307 号
令和７年５月８日

食品安全委員会
　委員長　山本　茂貴　殿

内閣総理大臣　石破　茂
（　公　印　省　略　）

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第１項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第１条第１項及び食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第１号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第３条第１項の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

ＶＡＬ－Ｎｏ．６株を利用して生産されたＬ－バリン

